
○副議長（永森直人）休憩前に引き続き会議を開きます。

菅沢裕明議員。

〔34番菅沢裕明議員登壇〕

○34番（菅沢裕明）質問に先立ち一言申し上げます。さきの総選挙で生活者ファーストを掲げ、中道改革勢力を結集して戦ったわけですが、大変厳しい結果になりました。しっかり総括を深め、次の戦いに備えたいと思います。県民の皆様の変わらぬ御支援を切にお願い申し上げます。

さて、令和8年度当初予算案の評価に関連づけながら、最初の質問は、能登半島地震からの復旧・復興についてであります。

発災から2年が経過、被災者の皆さんの生活の困難、不安が続き、多くの方が転出して戻らない。氷見市では、人口減少が例年の倍、この2年で2,000人、5%減と加速しております。

こうした中で、生活の再建、特に住宅の復旧、確保が非常に遅れている事実を直視して、その解決に力を注ぐべきと考えます。

私は、議会発言で何度も住宅再建への支援金の額の低さと、石川県が国の復興基金などで国制度の上乗せ追加の給付を行っていることを挙げ、同一災害、同一支援になっていない問題点を指摘してまいりました。県はなぜ、知事はなぜこのことを認めないのか、私は不思議であります。

被災者生活再建支援制度は、被災者の生活、住宅再建を後押しする中核となる国制度です。この制度では、罹災証明の全壊と中・大規模半壊、半壊のうち公費解体の対象となった県下計818件の被災者に、住宅の新築補修などで、基礎支援金は最高100万円、加算支

援金は最高200万円が給付されます。

ところが、令和8年1月時点で、県全体で64%、氷見市、高岡市は59%しか給付されておらず、早く被災者に届ける必要があります。

国制度の場合、どうしてこの程度の給付率なのか。手続の煩雑さなどがあるとされますが、給付の促進策と併せて、改めて知事に住宅再建への支援策の強化と支援金の増額を求め、質問いたします。

能登半島地震の県、関係市のロードマップでは、おおむね令和8年度までの期間を復興期と位置づけております。その上で、人々が元の地域で暮らし、なりわいを再建し、持続可能な地域としていくためにどのような復興が必要なのか。生活、なりわい環境の新たな構築、創造的復興という課題であります。

ところが、震災からの復興が強調されながら、氷見市などでようやく復興の議論が始まりましたが、県からはまだ明確な復興計画が示されていないのであります。ロードマップがあると言われてますが、これは復旧計画にすぎません。

また、県の新総合計画に記載があり、その中の一環という捉え方であります。中身は従来の県政政策の領域でありまして、期間は5年で短過ぎます。予算書で再々触れられておりますが、あくまでも単年度のものであります。

被災地に住み続けられるような復旧・復興、地域外に流出しても戻ってこられるような復興、例えば氷見や高岡市伏木なら、氷見らしい、伏木らしい姿を取り戻す復興といった視点が重要であります。計画づくりには地域からの積み上げが重視されなければなりません。

復興計画の策定に向けた県の積極的姿勢と、氷見市などの復興を全力で支えることを求め、知事に質問いたします。

建物の外観からの罹災証明の判定に疑問を持ち、住宅の公費解体に悩み、申込みが期限に間に合わなかったり、不自由で孤立した賃貸住宅での生活、震災で商店が倒壊し再建の見通しが立たない事業者がおられます。

こうした被災者個々の避難局面から始まって、健康状態や家族形態を見極めた避難先、住宅の確保、その後の定住までの長期にわたって、一貫した寄り添った支援が行われるよう支えていく上で必要なのが、災害ケースマネジメントであります。

生活基盤を脅かされ、混乱の中にいる被災者にとって、各種支援策の情報や手続は多岐にわたり、各制度を熟知して活用することは不可能であります。被災者個々の状況やニーズに即して必要な情報、支援を一つの手から提供していくことも災害ケースマネジメントの役割であります。

県、市町村が連携してケースマネジメントの組織体制を構築していくことを提案しまして、危機管理局長に質問します。

次の質問は、県民医療に関してであります。

国の令和7年度補正予算に、病床数適正化支援事業の費用3,490億円が計上され、病床を減らした病院に1床当たり約410万円、休床の場合は約205万円が支給されます。

県医務課の説明では、この補正で富山県に約35億円の配分が見込まれ、約850床の病床削減につながるとされております。6年度に同様の事業で既に150床が削減されており、桁違いの金額を充て、病床削減をさらに加速させるものであります。

現在、県下で休床中の病床が171床、年度内に県立中央病院で41床の削減が予定され、これで7、8年度の2か年の削減は、合わせ

て1,212床の大幅なものとなります。

地域医療構想に基づく富山県地域医療計画では、将来の必要病床数は全県で9,557床とされ、令和6年7月1日現在の病床数は1万1,745床で2,188床過剰とされております。7、8年度の1,212床の削減が進むと、過剰病床2,188床に対し55%の達成削減率となります。

今回の削減が実施されると、高岡医療圏は基準病床数、県地域医療計画で示された地域に必要な病床数の上限を下回ることとなります。このように医療提供体制が縮小し、病床不足の地域が生まれることは、県民医療にとって重大な事態であります。

今必要なのは、こうした極端な病床削減ではなく、医療機関が前代未聞の経営危機に直面している中での、支援策の強化であり、国民、県民医療を守る正念場と言える事態であります。知事に質問いたします。

現在、県内市町村から、脳外科や麻酔科、産科、小児科、耳鼻咽喉科などの医師不足と、その中で、特に地域、診療科の偏在是正を求める強い声が上がっております。救急医療の現場の逼迫した状況の報告は深刻であります。地域医療をめぐる困難について、県への切実な訴えが続いております。

このような状況をどう受け止めるのか。県厚生部は、集約化などの検討を最優先としておりまして、人口減少を口実に県下4医療圏の見直しを示唆いたしております。

県民医療の確保のために、しっかり県が役割を果たすことを求め、知事に質問いたします。

次に、富山地鉄鉄道線についてであります。

知事は新たな協議会を設置し、議論をリードして、関係自治体の調整を図る考えを示しました。今後は、スピード感を持って、地鉄各線の再構築など課題解決に全力を挙げるべきであります。

その中で、当面の最大の問題は、地鉄本線の取扱いであります。

富山市など沿線6自治体による本線分科会では、滑川駅と宇奈月温泉駅間31.5キロメートルについて、現行維持、または、あいの風とやま鉄道との並行区間、滑川駅—新魚津駅間8.5キロメートルの廃止の2パターンについて検討対象として、年度内に検討課題を公表することとなっております。

私は、この区間は地域鉄道、地域と地域を結ぶ鉄道として、地域の生活圏を形成し、基本的に大事な欠かせない役割を果たしており、評価すべきと考えます。現に沿線には、高校10校への通学や通勤、買物等を支える暮らしの足として、重要な役割を果たしております。滑川駅と新魚津駅間には、あいの風とやま鉄道の駅は3つですが、地鉄線は7駅あり、2つの鉄道の役割は全く違っておるのであります。

さらに観光面においても県東部の観光周遊ルートを形成しています。こうした鉄道線を並行区間があるとして分断してしまうことは、貴重な鉄道資産を破壊、放棄することにつながると考えます。

私は、本線の現行維持を図り、この機会に鉄道事業再構築事業によって事業構造の転換を進めて、利便性を向上させることだと考えます。本線はそのポテンシャルを十分秘めております。

知事の地鉄本線存続への積極的な姿勢を求めて所見を伺います。

この論議の過程で、あいの風とやま鉄道の協議への参加や、新魚津駅—宇奈月温泉駅間への乗り入れの検討を求める声が沿線自治体

の一部から主張されております。

しかし、あいの風とやま鉄道の経営状況や当面の重要課題であるJR氷見線・城端線の経営移管と運行に伴う諸課題が山積している中で、その可能性があるのか。検討するにしても相当先の話になるのではないかと考えます。

そうした状況を勘案すると、あいの風とやま鉄道の協議参加や乗り入れ論は、現時点で困難性が強いのではないかと。交通政策局長に質問いたします。

次に、高校再編問題を取り上げます。

新世代とやまハイスクール構想の実施方針が決定し、第1期計画などの具体的な検討が始まります。

私は34校を20校程度への極端な削減や、生徒が県内のどこからでも通えるわけのない、教育の機会均等の理念に反する富山市内での大規模校設置に反対をし、その分、県周辺部に小規模でもよいから高校を残す、学校の適正配置を強く求めてまいりました。

また、新たな中高一貫校開設など、過度の競争、選別教育の導入に懸念を示し、偏差値による高校の序列化、格差のゆがんだ県教育の是正を強く求めてまいりました。そして、生徒減少期こそ、高校での少人数教育の実現など、よりよい教育環境実現の好機と主張してまいりました。

しかし、ハイスクール構想の検討会の最終会議は、なぜか非公開で、どのような意見交換があったのか、皆さん不明でありますよ。このような、民主的でない姿勢で今後の事が進むと、多くの関係者は、不安な気持ちになっております。

今後、第1期の対象校の名前を挙げての議論が始まりますが、こ

の段階こそ、高校再編論議の本格化と言えます。決定方針にこだわらず、削減対象となる学校関係者、自治体などと丁寧な論議を積み重ねるべきであります。

まさに知事の県民目線、現場主義が試されることとなります。知事いかがですか、質問いたします。

県下の私立高校は、生徒増期に教育拡大に大きく寄与し、多様な教育を提供して県高校教育に大きく貢献をしてまいっております。今春の入学応募でも志願者が増えており、背景に高校授業料の無償化や公私比率の撤廃で存在感が増していることがあると考えられます。

県下の私立高校は、今まで多様な教育を提供しやすいという、特性を生かした経営努力の中で、父母や生徒の支持、評価を得てきております。既に、大規模校も存在しております。今、県立でも大規模校の開設が目指されていますが、公私2校の大規模校が将来、県下生徒の5分の1を集め、富山市内の東西で対抗、競争するなど不必要なことであります。大規模校は私学に任せればよいではありませんか。

高校進学率99%の高卒当然社会の中で、今後は公私双方協力して、県高校教育の中で役割分担や配置計画についても協議し、協調して、県高校教育を担う必要があるのではありませんか。高校再編論議では、こうしたことが全く視野に入っておりませんでした。

県は私学を含めて、県教育行政を統括する教育庁などを設置すべきであります。知事に質問いたします。

最後に、県企業局工業用水道事業について質問いたします。

工業用水管路の漏水事故が近年多発し、突発破裂で企業の生産、

事業活動に支障が出る事態となっております。西部工業用水道管路の全延長は118キロメートル、その約75%の約88.7キロメートルが、法定耐用年数は30年と規定されておりますが、それを超過しており、約20%の約24キロメートルが耐震適合性がないと企業局は診断をいたしております。

県企業局は、西部工水管路の更新に約475億円が必要と積算し、今日まで更新工事を計画的に進めてまいりましたが、どのように進んでおるのかお尋ねします。

特に、射水市内で大規模漏水が発生したことから、主要な幹線管路の対策を強化するため、工業用水供給システムの冗長性、機能維持を飛躍的に高めるバイパス幹線路約7キロメートルの建設が庄川沿線で検討されてまいりました。

現在、基本設計から詳細設計へと進んでおりますが、令和10年度着工、概算工事費約154億円、工期6年の見込みとされておるのであります。

また、企業局の和田川ダムから、浄水場に用水を導く和田川導水トンネル約2キロメートルは、西部水道の上水、工水の生命施設と言えるものであります。

この施設は、隧道構造で建設から58年経過いたしてありまして、令和8年度でこの期間を超過し、導水トンネルの老朽化が進む中で、そうした導水トンネルの改築に向けて、今日まで基本設計、詳細設計が進められてまいりました。トンネル導水路の複線化に向けた検討であります。

現在、これについても、令和10年度着工、概算工事費約97億円、工期5年の見込みとされているのであります。いずれも県政が直面

する最重点課題であり、私はこの企業局の画期的な懸案事業の促進を求め、今までも議会で何回も取り上げてまいっておりますけれども、改めて企業局長に質問するものであります。

以上で私の一般質問を終わります。

2分間残しました。丁寧な、知事、率直な答弁をお願いいたします。
いい答弁をお願いいたします。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）菅沢裕明議員の御質問にお答えします。

まず、被災者生活再建支援制度についての御質問にお答えします。

国の被災者生活再建支援金について、支給に至っていない世帯がある理由について、被災市にお聞きしました。

まず対象世帯のうち、住宅が被災しその住宅をやむを得ず解体する世帯が、申請に必要な住宅の解体を証明する書類の発行に時間を要していることがある。それから、被災世帯が住まいの再建方法を決めるのに時間を要していることなどが挙げられました。

同一の災害を受けた世帯でも、しかしながら、各世帯でやはり申請のタイミングはそれぞれ違うんだと思います。やはり年齢層も違う、家族構成も違う、これからのライフプランもそれぞれ違われる。なので、それぞれタイミングが違うこともあると思います。

県では、国の支援制度のうち、住宅の被害の程度に応じて支給する基礎支援金の申請期限が、当初は令和7年1月31日まででした。それを、申請状況を踏まえて、氷見市などの3市において2度にわたり申請期限を延長し、令和9年1月31日までとするなど被災市からの要望に対応してきているところでございます。

また、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊世帯に対して、県独自に支援するなど、生活再建に向けた被災者の負担を少しでも軽減できるようにこれまで取り組んできているほか、被災者生活再建支援制度については、国に対して、被害の特性や物価の状況に応じた支給額の増額など、さらなる充実を要望してきております。

県としては、引き続き被災市に対して、被災者から寄せられる相談内容や申請状況などについてよくお聞きしながら、必要な相談にきめ細かく対応してまいりたいと思います。

申請の件数については、毎月一定数で伸びてきています。なので申請から支給への流れが停滞しているわけではないと私どもは理解しております。申請がありましたら、その後遅滞なく被災者に支援金が給付されるように努めていきたいと思っております。

被災者から寄せられる相談内容、申請状況についてよくお聞きしながら、相談にきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

次に、復興計画についての御質問にお答えします。

能登半島地震からの速やかな復旧・復興に向けて、まず、暮らし、生活の再建、また公共インフラなどの復旧、そして地域産業の再生、さらに北陸全体の復興に向けた連携、そして地域防災力の向上、この5つを柱に、おおむね3年間の具体的な取組と工程を示したロードマップを策定しまして、随時見直しも図りながら、全庁を挙げて施策を実施してまいりました。

こうした中、被災された方々が地域で安心して生活を再建できるよう、液状化被害を受けた宅地の地盤改良などの復旧支援や、住宅再建に係る融資借入額の利子分に対する助成など、被災者の暮らし、

生活の再建支援をはじめ、道路などの公共インフラなどの復旧や、地域防災力の向上などにもスピード感を持って取り組んできております。

議員からは、県としての復興計画が策定されていないという御指摘ですが、ロードマップは、復旧計画であると同時に、今後も継続が必要な取組内容を盛り込んだ復興計画でもあると考えております。

また、昨年12月に今後の県政運営の指針として策定しました総合計画においても、能登半島地震からの復旧・復興の着実な推進に向けて明記してありまして、今後も引き続き取り組むことにしております。

議員がおっしゃったとおり、氷見には氷見らしい復興、高岡には高岡らしい復興だというふうに思います。復興はこのように、地域の実情に即して進めることが大切です。

被害の大きかった被災市では、復興に向けたまちづくりの検討が進められています。例えば氷見市では、液状化等の被害が甚大な地区でのこれからのまちづくりの方向性を考える復旧・まちづくり検討会議が開催されており、私ども県からも委員として参画しているところでございます。

県としては、引き続き総合計画にもしっかりと留意しながら、ロードマップの見直しも適時適切に行い、被災市の取組とも協力、連携しながら、復旧・復興の加速化に向けて切れ目のない取組を今後もしっかりと進めてまいります。

次に、病床数の適正化についての御質問にお答えします。

人口減少や超高齢化により、入院医療を取り巻く状況は大きく変化しています。実際に一般病床、療養病床ともに、病床利用率は低

下傾向にあるなど、入院医療のニーズは高度急性期、急性期中心から、回復期、さらには在宅や生活支援へとシフトしています。

こうした変化に対し、従来の体制を維持し続けることはかえって病院の医業利益率の低下や経営の悪化にもつながるものと考えます。

御質問の病床数適正化支援事業は、こうした医療需要などの変化に対応し、機能の見直しや再編に取り組む医療機関を支援することを目的にしています。

本県では17医療機関から合計506床分の提案に対し、国から150床分の配分がなされました。病床数については、医療計画で定める基準病床数をこれでもなお上回っている状況にあるということです。そしてこの基準病床数というのは、最低限必要だということではなく、必要な上限を示しているということで御理解いただいているものと思います。

また、各医療機関においても、勤務環境の改善や業務の効率化を進めるとともに、担っている医療機能の無秩序な撤退に追い込まれないよう、地域を挙げて役割分担と連携を進めるための意見交換と情報共有を行い、より効率的な医療の提供に取り組んでいます。

地域にとって重要なのは、数としての病床を維持することではなく、高度急性期、急性期、回復期、在宅など、地域に必要な医療機能を安定的に提供できる体制を確保することであり、県としては、医療機関の役割分担や連携の強化を図り、限られた医療人材に持続的に活躍いただきながら、地域医療全体として必要な機能を確実に維持向上していくことに努めていく、これを役割と考えております。

次に、地域の医療体制の確保についての御質問にお答えします。

公立病院を設置する市町村を中心に様々な要望をいただいております。

県では、自治医科大学卒業医師の配置のほか、医学部特別枠の設置や修学資金の貸与、地域を担う医師のキャリア形成支援などに取り組んでいます。

医療需要の減少や医師などの勤務環境の改善に対応しながら、がんや脳卒中、周産期医療など高度専門的な医療の質の向上を図るためには、医療機能の分化、連携を推進し、圏域を越えた集約化を検討することも必要であると考えます。

これまで医療圏ごとに現状を踏まえた議論を積み重ね、富山医療圏や高岡医療圏においては、小児の入院医療、産科医療における一定の集約化が行われました。また、脳卒中の急性期医療を行う病院にCT画像などの情報を共有するICT機器の導入を支援し、連携の強化を図っているところです。

一方で、身近な受入れが必要な領域の一つである高齢者救急の受入れについては、今後、公的病院だけではなく民間病院にも参画いただき、介護施設等との緊急時の対応を含めた連携体制を構築し、状態悪化の防止と円滑な入院につなげる取組により、救急医療の負担軽減を図ることにしています。

新年度は、新たな地域医療構想の策定を進めてまいります。各医療圏の地域医療構想調整会議や各部会において、地域の特性も踏まえた役割分担、連携の強化について協議を進めて、二次医療圏の見直しも含む、医療提供体制の再構築を計画的に進めてまいります。

次に、富山地方鉄道についての御質問にお答えします。

富山地方鉄道の本線については、現在、本線分科会において最終報告に向け検討が進められていますが、昨年11月に開催された第2回分科会で示された中間報告では、富山地方鉄道本線の必要性につ

いて示されているところです。

具体的には、本線は県東部の重要な鉄道ネットワークを構成しており、沿線住民の生活、すなわち通勤通学、買物など、沿線住民の生活を支える暮らしの足として、また、県内外からの観光客の移動手段として重要な役割を果たしている」と記載がしてあります。

県としても地域の観光や商業、福祉、子育て、教育など、様々な分野の振興を移動の面から支える重要な路線であると認識しています。

来年度は、鉄道線の再構築に向け、私が会長として新たな検討組織を設置します。そして沿線市町村と共に調査検討に取り組むこととしています。また、さらに在り方の検討を行った上で、方向性を出す必要がある本線については、県が事務局となる新たな検討組織において対応することにしております。

さらに、学識経験者の御意見を伺うことも重要であると考えており、県としては、持続可能で最適な地域交通サービスの実現に向け、新たな体制でスピード感を持って議論を進めてまいります。

次に、県立高校の再編についての御質問にお答えします。

少子化が進行する中、現在の県立高校の学校数を維持した場合、将来的に大半の学校が小規模校となるため、これまで学識経験者や経済界、保護者の代表、教育関係者など、幅広い方々の御意見をお聞きしながら、長期的な視点で県立高校の在り方を検討し、本年1月に新時代とやまハイスクール構想の実施方針を取りまとめました。

実施方針では、基本目標とした新時代に適応し、未来を拓く人材の育成を実現するため、現在の県立高校を3期に分けて再構築し、特色ある新時代ハイスクールを県内にバランスよく配置することと

し、これまで本県にはなかった中高一貫教育校も設置するなど、生徒に多様な選択肢を提供することにしております。

これまでの再編では対象校が決定した後に、統合校の各地域で関係の皆様にも再編内容などを御説明し、そこでいただいた様々な御意見は、新高校の教育内容や部活動、魅力向上の取組など、具体的な学校づくりに生かされてきました。

今後は、実施方針に基づいて、第1期校の教育内容や再構築する対象校などの具体的な検討を進め、来年度前半をめどに第1期設置方針を取りまとめる予定としております。今回もその公表後に、同窓会やPTAの皆様、関係自治体などに、その考え方などを丁寧に説明し、御意見をお聞きしてまいります。

また、その後も段階的に再編を進めることとなりますが、これまで同様、幅広くお聞きした御意見を整理し、節目節目で責任を持って判断した方針をお示しし、生徒やその保護者、県民の皆さんに分かりやすく周知していきたいと考えております。

引き続き、こどもまんなかの視点で丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは最後になりますが、公私協調についての御質問にお答えします。

私立高校は建学の精神の下、国際交流やスポーツなど特色ある教育を実践されているほか、全ての高校で少人数学級や生徒の多様なニーズに合わせたコース制を導入されています。

一方、県立高校は広く県内高校生への教育機会を提供し、教育水準の向上を図り、共に本県の高校教育を支える重要な役割を担っています。

県立、私立高校の入学定員割合、公私比率と言ってきましたが、これについては、県立高校と私立高校の設置者同士で構成する富山県公立高等学校連絡会議において協議してきたわけですが、公私双方がより柔軟な発想で創意工夫を凝らし、本県の高校教育の魅力を一層高めていく観点から、昨年2月、令和8年度以降は設定しないという合意がされたところです。

これに伴い、今年度以降はこの富山県公立高等学校連絡会議において、公私双方の魅力向上の取組などについて意見交換することとしておりました。昨年9月の会議においては、令和8年度の募集定員に加え、新時代とやまハイスクール構想の実施方針素案などについても幅広く意見交換を行いました。

生徒数の減少、進路選択の多様化が進む状況も踏まえ、県立、私立双方が切磋琢磨し、本県高校教育の魅力を一層高めていくことができるよう、引き続き公私協調の下、意思疎通を図り、県全体として最適な学びを提供できるように努めてまいりたいと考えます。

教育庁の設置の御提案もいただきました。

私学も含めて教育行政を統括する組織を設けている都道府県は、調べましたところ秋田県、大阪府、そして茨城県の3府県と認識しております。

そうした組織を設けるに至った経緯や、それ以外の都道府県での状況について、引き続き把握してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（永森直人）中林危機管理局長。

〔中林 昇危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（中林 昇）私からは、災害ケースマネジメントにつ

いてお答えします。

被災者の自立、生活、なりわいの再建には、被災者個々の被災状況や生活上の課題を把握し、専門的な能力を持つ関係者が連携して継続的に支援する災害ケースマネジメントの取組が重要です。

令和6年能登半島地震の災害対応検証報告においても、在宅避難や車中避難の実態把握が難しく、十分な支援体制を構築できなかったことから、改善の方向性として、被災者支援の仕組みづくりの推進を考えています。

こうしたことを踏まえ、県では、内閣府の令和7年度災害ケースマネジメント実施体制整備モデル事業の採択を受け、学識者の助言を得ながら、実施体制の構築に向けた検討を進めてきたところでございます。

具体的には、福祉分野以外の課題にも対応するため、生活再建課題の7要素と言われる、住まい、人と人とのつながり、まち、備え、心とからだ、暮らし向き、行政との関わり、以上の7要素に取り組むことを基本とし、昨年8月から社会福祉協議会、弁護士会などの士業団体、NPO等の支援団体や庁内関係課が参加する会議を4回開催しています。

各支援団体の支援内容や強みを整理、共有し、相互理解と顔の見える関係づくりを進めてきました。今月19日には、まずは、県レベルで平素から連携できるよう、富山県災害ケースマネジメント協議会を設立します。

今後、この協議会において、災害時における具体的な連携方法や、役割分担の整理を進め、基盤を着実に整えた上で、市町村をはじめ関係する機関、団体がワンチームとなって、被災者支援に取り組み

るよう実効性のある体制の構築に取り組んでまいります。

○副議長（永森直人）田中交通政策局長。

〔田中達也交通政策局長登壇〕

○交通政策局長（田中達也）私からは地鉄本線についての御質問にお答えします。

昨年11月の本線分科会で示された中間報告では、運行形態の6パターンについて評価を行い、議員の御質問にもありましたが、3つのパターンに絞って検討を進めることになりました。その際パターン別の評価も併せて示されております。

滑川―新魚津間の営業運行を廃止する場合、鉄道ネットワークの視点から、最低限の県内の鉄道ネットワークは維持されるが、現行維持と比べ地域間の流動性が低下するとの評価が示されております。また、持続可能な鉄道運営の視点からは、滑川から新魚津間の営業運行を廃止し回送運行とする場合、経費は現行維持に比べ若干減少するが、回送運行も廃止する場合、新たに新魚津―宇奈月温泉間に、検車区等の施設整備が必要と評価されております。

さらに利用者の視点からは、滑川―新魚津間の営業運行を廃止する場合、滑川及び新魚津駅であいの風とやま鉄道への乗り継ぎが必要となり、乗り継ぎの利便性向上が課題であることや、廃止区間には富山地方鉄道の駅のみを有する地域があり、交通空白地の拡大が懸念されると評価されております。

本線については、来年度は鉄道線の再構築に向け、県が事務局となる新たな検討組織において対応することとしております。

県としては、持続可能で最適な地域交通サービスの実現に向け、新たな体制で、スピード感を持って議論を進めてまいります。

○副議長（永森直人）牧野企業局長。

〔牧野裕亮企業局長登壇〕

○企業局長（牧野裕亮）私からは工業用水道事業についてお答えいたします。

西部工業用水道は給水開始から50年以上が経過し、施設の老朽化が課題となっており、安定供給や危機管理、また漏水事故を踏まえたリダンダンシーの観点から、管路の老朽化対策や抜本的な機能維持対策が必要となっております。

まず管路の老朽化対策につきましては、これまで管路更新計画に基づき、耐震適合性のない区間や断水により被害が多大となる区間などの重要な管路を優先して更新してきており、現在、射水市鏡宮から坂東までの高岡本線約3キロメートルの更新工事などを順次進めております。

また、抜本的な機能維持対策につきましては、議員からも御紹介いただきましたが、代替水路のない和田川浄水場の導水路の複線化や、既設幹線管路が断水した場合でも給水を継続できるバイパス幹線管路の建設を検討してまいりました。

これまでに、地形測量や地質調査、基本計画の策定を行いまして、導水路につきましては、既設導水路の西側約150メートルの地中に約2キロメートルの導水路を新設することや、県道新湊庄川線の射水市小泉から坂東間に約7キロメートルのバイパス幹線管路を新設することを計画しております。

これらの機能維持対策につきましては、現在詳細設計を進めており、令和9年度までに施工方法や事業費等を精査し、令和10年度の工事着手を目指しております。

引き続き、工業用水利用者や地元関係者の理解を得ながら、最優先課題として、老朽化・機能維持対策を鋭意進めてまいります。

○副議長（永森直人）菅沢裕明議員。

〔34番菅沢裕明議員登壇〕

○34番（菅沢裕明）新田知事の答弁に物すごく期待しておったんですけど。知事、できることはできる、できないことはできない。ただ、私が発言して申し上げていることの現状をどう自分では考えるか。その中で現状をよしとするのか、改善の余地があるのか、いろいろ御自分の意見をやはり答弁で述べないと。非常に簡単過ぎて、何をおっしゃりたいのか質問者の私は、ちょっと理解できません。

したがって、再質問せざるを得ませんが、再質問の第1点は、能登半島地震からの復旧・復興についてであります。

被災者生活再建支援制度は、被災者の生活や住宅の再建の要であります。その給付率が、発災から2年経過してようやく64%にすぎないわけです。早く知事、届けなければならない。でも事務手続が煩雑だとか、いろいろ述べておられました。配置された職員もおられるのだから、総動員して知恵を出して促進すべきです。64%とは少な過ぎます。

さらに問題は、被災者の方々が今、全壊から、大規模・中規模半壊の方々、半壊の方々、公費解体が相当進んでおるわけですが、なかなか、元の地域に帰って住宅を再建するかについて、高齢化の実態もあるかもしれません。まずは資金の問題なんです。

そこで、この生活者再建支援金制度の中で、では、建設、購入までこの資金を活用する、つまり加算金です。加算金の支給はどれくらいかと申し上げますと、全県で162件にすぎないわけです。これ

はパーセントでは20%です、知事。被災者で住宅の再建から購入まで行けている人が20%にすぎないんです。

つまり何が問題かいうと、やはり資金。私はそういう意味で、今日きちんと質問に、きちんと提出してあったんですけど、生活再建のための資金、つまり支援金の額が少な過ぎる。私は前回の本会議でもこのことを強く指摘を申し上げ、石川県では復興基金を財源に、能登創生住まい支援金というのが国の制度に上積みされておりました、新築購入で最大200万、修繕に最大100万円の追加があります。これは富山県にはありませんよ。

私はそういう意味で、様々なこういう制度の中身に触れて同一災害、同一支援になっていないということを強く指摘してまいりましたが、知事は、認めてもらっちゃらない、認めようとしなないわけです。なぜなのか、不思議でなりません。

最後に、復興計画についてもです。氷見市にも復興計画ようやく議論が始まったわけですが、そういう名前のついた計画はありません。石川県は県も、奥能登の被災市町ではきちんと復興計画がありますけれども、ようやく氷見では議論が始まりました。良いことです。それを県がしっかり受け止めて支援いただきたい。併せて県もきちんとロードマップとか、総合計画で触れられている点では不十分です。

予算の中にも度々出てまいりますけれども、しっかりと、なぜ復興計画をつくらないのか。強く指摘をし、知事の再答弁を求めます。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）再質問をいただきました。

まず、菅沢議員が御指摘される支給率について、県全体で、おっしゃるように64.1%。この分母は818件、対象件数818件のうち、64.1%。富山市は100%、小矢部市は91.9%、射水市は91.7%、高岡市59.2%、氷見市59.1%ということです。

やはり、いずれも深刻な被害なんですけども、特に被害の大きい両市において、支給率が現時点では6割ぐらいになっているというのがデータです。

あくまで、先ほども申し上げましたが、やはりこの申請のタイミングというのは皆さん違うわけです。発災後一斉に皆さんが申請されるわけではありません。それぞれの損害の具合、それから家族の構成、家族の年齢、あるいは今後の人生の考え方によって、また、解体の御決断までやはり、これは大きな決断ですから時間がかかる方もおられる。それぞれの御事情があって、今の現時点の中間時点での数字ということなので、先ほども申し上げたように、毎月一定程度この申請数は伸びてきております。なので、業務が著しくこの両市で滞っているわけではないと思っています。

それぞれの御家庭でいろいろなお話しもあり、御決断をされて、それが今も毎月申請件数が伸びていることにつながっていると理解しております。

そのようにぜひ、菅沢議員にも理解していただければと思います。

それから復興の計画ですが、先ほども答弁したとおり地域の実情に即してやはり復興というものは進める必要があるということでもあります。県がああだこうだ、もちろん復旧のロードマップによって3年をめどに復旧を果たしていこうという、こういった旗振りはずっとしてまいりました。それも適時見直しをしながらここまで来て、

これは代表質問でも答えましたが、インフラの復旧など私どもは順調に来ていると考えております。

今後は、被災市自らが検討される施策を尊重することが私は大切だと考えています。県としては、今後も具体の取組と工程を示したロードマップを、また状況に応じて随時見直して点検を図りながら、スピード感を持って、被災市の取組としっかり協力、連携しながら進めていければと思います。

また、復旧のまちづくりについては、氷見市でも今そうだと思いますけれども、被災市において住民の意見を伺いながら、検討を進めておられることと認識しています。氷見に限らず、ほかの市でもそのような形で今後の復興計画については、だんだんと練り上げていかれるのだと思います。

その内容が固まった段階で、県としての復興プランについて、被災市ともその必要性や内容をよく協議を行って、策定するかどうか検討していきたいと考えております。

繰り返しますが、まずはやはり各市、それも被災した皆様含めて住民の皆様が主体的にこの復興について考えていかれる、そして意見をだんだんと集約していく、それがまだ現時点ではそういう段階に至っていないのではないかと私は認識しております。

以上です。

○副議長（永森直人）菅沢裕明議員。

〔34番菅沢裕明議員登壇〕

○34番（菅沢裕明）知事に再質問せざるを得ません。

支援金の給付率が悪い。県全体で64%。高岡や氷見市は60%を切っています。氷見、高岡では59%ですから。

この被災者生活再建支援金の基礎支援金というのは、全ての全壊、大・中規模半壊と、半壊の公費解体対象になった人が含まれます。全県で818件。そのうち524件、つまり全壊、大規模・中規模半壊と、公費解体の対象になった半壊が524件ですから64%という給付率が出てくるわけです。

知事は、これ低いとお認めになって、促進を図るということをお話しになったのだらうと思います。ぜひ全力を挙げて早く届ける。これは別に新築とか、補修をしない人たちにも届けることができるわけです。このようなお金、支援金がなぜ遅れるのか私は大変疑問です。

それともう一つ私は数字を申し上げました。

知事、今日私の質問の中には明確に、1問の中で、支援金の額の見直しと併せて所見を問うとあるわけです。お答えが全然ないわけです。つまり、被災者生活再建支援金の中で、対象の818件、そのうち支援金の基礎給付金から加算支援金まで、つまり手続きが済んでいる人は818件のうちで162件。パーセントにすると20%なんです。つまり、支援金ではなかなか新築したり補修したり、住宅を中古でもいいから購入するにはなかなか資金が届かないというか、そういう実態があるのではないかと思うんです。

それはそうでしょう。高齢化の中で、今日、物価高騰、資材高騰の中で、住宅の新築、大変な資金が必要になりますから。めどが立たない。その中で悩んで苦しんで、なかなか賃貸住宅から氷見や伏木の被災地に戻って家を建てるのが不可能だという方が多いのではないのでしょうか。悩んでいらっしゃる方が多いのではないのでしょうか。

そういう点で私は、この被災者生活再建支援給付金が、建設、購入まで行った方が僅か162件で20%ちょっとだということを重く見て、支援金の中身について、改めて質問しているわけです。

石川県の能登創生住まい支援金についても申し上げました。これは、復興基金を財源にしておりまして、富山県にはこの制度はありませんが、国にきちんと富山県についても同一災害、同一支援の立場で改善を求める、そういう努力があったのでしょうか。

国がやらなかったら県がやったらどうですか。私はそのこともあえて申し上げたいと思うのです。以上のことも含めて、私は支援金の増額などありますが、本当に被災者が生活を再建して、なりわいを再建して、元のような地域で暮らしていく、そのことに希望を持つという意味で、復興計画というものを県が検討すると知事は先ほどおっしゃったのでしょうか。

検討する、では、具体的に氷見市も今復興計画の策定に入りますが、それをしっかり支えると同時に、県としても高岡市の動き等も見ながら復興計画の策定に向けて準備を始めたらどうなんですか。復興、復興と口だけ言うのではなくて、態度で示していただきたい。そのように思います。

あえて少し強い口調になりましたけれども、知事にもっとね、腹の底から正直に、知事あなたはそういう方なんでね。県民目線で、スピード感を持って、県民に対し寄り添って温かい気持ちで、県政の施策遂行に当たるという姿勢を今日は、壇上で、態度で示していただきたい、言動で示していただきたい。そのことを含めて、再々質問といたします。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）再々質問ありがとうございます。

被災者生活再建支援金について、基礎部分の基礎支援金、それにプラス加算金についての話ですが、加算金の申請にこぎ着けておられるところが、818件中の162件というデータをお示しいただきました。ありがとうございます。

これは先ほども申し上げましたが、この基礎支援金部分の申請期限は、当初、令和7年1月31日までとしておりましたが、これは申請状況を踏まえて、氷見市と高岡市と射水市において、この3市においては2度にわたり申請期限を延長して、現在は令和9年1月31日までとしています。これは被災市からの要望に対応しているところでございます。なので、基礎部分にもまだこぎ着けておられない世帯も多くおられるということだと御理解いただきたいと思います。

基礎部分の100万円、これを申請された方が、次の加算部分を申請された。これが162件おられるということだと思います。これは先ほども申し上げたように、やはりその世帯世帯によって、進捗の状況が違うのだということ。これはやはり理解していかなければならないと思います。決して事務が停滞しているわけではないと御理解いただきたいと思います。

今でも毎月一定の数の申請が上がってきて、増えてきているんです。一日も早く、これから100%に近づけていきたい、そのように考えております。

それから、石川県との違いをよくおっしゃいますけれども、これは石川県には国によって講じられた復興基金、また、創造的復興支援交付金というのがあります。これは、能登半島地震での甚大な被

害、もちろん富山県も被害を受けておりますが、石川県の場合はさらにその後、奥能登の豪雨においても度重なる被害を受けたことで、これらの基金などを活用されて被害状況に応じた対策を講じられているものと承知しております。

10年前の熊本地震におきましても、熊本県にはこの復興の基金が造成されました。しかし、お隣の大分県などでは、基金は設置されずに、特別交付金で対応するようというそれが国の方針だったということです。

今回ももちろん国にも要望してきましたが、これはかなり早い段階から、基金は今回の場合は石川県ですと、富山県などにおいては、特交で対応させていただきますと、実際そのように国としても特交でしっかりと対応していただいているということ、これはぜひ御理解いただきたいと思います。

以上です。

〔「復興計画については」と呼ぶ者あり〕

○知事（新田八朗）これ、さっき答えたと思ったのですが。

やはりまず、氷見には氷見らしい、高岡には高岡らしい、そんなプランが必要だと思います。なので、今はまずそれぞれの被災市で、それを住民の皆さん、被災者の方々が中心になって、それを考えられる時期だと思っています。

それぞれ、各市の計画がまとまってきましたら、県としても復興計画について、また一緒に考えていくようにしたいということでもあります。最初から言っていることは変わりません。

以上です。

○副議長（永森直人）以上で菅沢裕明議員の質問は終了いたしました。